る稼動病床の数を控除した数に〇・三を乗じて得た数（表示単位は一床とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、結核病床の許可病床の数及び精神病床の許可病床の数の合算数

二　道府県等が経営する病院であつて、小児救急医療を提供するものとして総務大臣が調査した病院数に八、九一二、〇〇〇円を乗じて得た額

三　道府県の救急医療計画に基づき当該道府県が整備し、運営する救命救急センター（当該道府県が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が整備し、運営する救命救急センターを含む。）の数として総務大臣が調査した数に一五四、二八九、〇〇〇円を乗じて得た額

四　道府県等が経営する病院であつて周産期医療を提供しているものについて、次の表の上欄に掲げる種別の病床の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額

区分	額
一　厚生労働大臣が定める施設の基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室（以下「新生児特定集中治療室等」という。）の有する病床の数	五、一一一、〇〇〇円
二　新生児特定集中治療室等に準ずる機能を有するものとして新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室（以下「新生児特定集中治療室等に準ずる室」という。）の有する病床の数	四、〇九〇、〇〇〇円
三　新生児特定集中治療室等の後方病室（新生児特定集中治療室等において管理していた者のうち、軽快して管理の程度を緩める状態となつた者若しくは同室における管理が必要とされる状態に移行することが予想されるものの現時点では管理の	二、七〇二、〇〇〇円

る稼動病床の数を控除した数に〇・六を乗じて得た数（表示単位は一床とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、結核病床の許可病床の数及び精神病床の許可病床の数の合算数

二　道府県等が経営する病院であつて、小児救急医療を提供するものとして総務大臣が調査した病院数に九、五七一、〇〇〇円を乗じて得た額

三　道府県の救急医療計画に基づき当該道府県が整備し、運営する救命救急センター（当該道府県が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が整備し、運営する救命救急センターを含む。）の数として総務大臣が調査した数に一五〇、五八六、〇〇〇円を乗じて得た額

四　道府県等が経営する病院であつて周産期医療を提供しているものについて、次の表の上欄に掲げる種別の病床の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額

区分	額
一　厚生労働大臣が定める施設の基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室（以下「新生児特定集中治療室等」という。）の有する病床の数	四、二五九、〇〇〇円
二　新生児特定集中治療室等に準ずる機能を有するものとして新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室（以下「新生児特定集中治療室等に準ずる室」という。）の有する病床の数	三、四〇八、〇〇〇円
三　新生児特定集中治療室等の後方病室（新生児特定集中治療室等において管理していた者のうち、軽快して管理の程度を緩める状態となつた者若しくは同室における管理が必要とされる状態に移行することが予想されるものの現時点では管理の	二、二五二、〇〇〇円